

冲高保発第4-66号
令和4年10月31日

圧縮空気関係事業所 各位

高压ガス保安法第27条の従事者保安教育として実施する講習会です。

(一社)沖縄県高压ガス保安協会
一般高压ガス部会 部会長 與儀盛輝
(公印省略)

圧縮空気製造事業所保安講習会

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、圧縮空気製造・販売事業所における事故防止を目的に保安講習会を開催致します。

つきましては、業務多忙のこととは存じますが、関係事業所の方は、積極的にご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 令和4年12月6日(火)13時30分～16時
 2. 会場 沖縄産業支援センター(1階101大ホール)
那覇市字小禄1831番地1
 3. 受付期間 令和4年11月7日(月)～11月25日(金)
(ただし、定員になり次第締め切らせて頂きます)
 4. 参加料 会員事業所(3,000円)、一般事業所(6,000円)
(受講料は当日会場にてお支払い下さい)
 5. 申込方法 下記申込書をFAXにて送付して下さい。(定員42名)
- ※問い合わせ 協会事務局 ☎ 098-858-9562 担当 又吉



①『空気コンプレッサーの運転管理とその取り扱い整備について』

- ・空気コンプレッサーのメンテナンス項目とその必要性について
- ・空気コンプレッサーの故障、トラブル事例について

講師 バウアーコンプレッサー(株) 営業部長 高塚 稔 13時30分～15時

②『高压ガス容器及びバルブの再検査判定基準と不合格事例について』

③『圧縮空気の品質管理と成分分析について空気の品質管理について』

講師 (株)おきさん 品質管理課 真栄田 喜彦 氏 15時10分～16時

圧縮空気製造事業所保安講習申込書FAX(098)858-9564

氏名			
事業所名	(会員事業所・一般事業所)		
連絡先TEL		連絡先FAX	

※本用紙に記載の個人情報 は 目的以外に利用致しません。また、使用後は速やかに廃棄します。

『高圧ガス保安法(抜粋)』

(保安教育)

- 第二十七条 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。**
- 2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。
 - 3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。
 - 4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者(次項において「第二種製造者等」という。)は、その従業者に保安教育を施さなければならない。
 - 5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。
 - 6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。

高圧ガス容器及びバルブの再検査判定基準と不合格事例について(40分)

②圧縮空気の品質管理と成分分析について